

風水害被害支援一覧表

風水害によって、被害にあわれた場合には、次のような支援制度があります。

被害の程度によりご利用いただけない場合がありますので、
市役所防災交通課にお尋ねいただければ、各課へご案内致します。

令和7年4月24日現在

支援項目		担当課	TEL	支援についての概要
1	罹災証明書の発行	監査事務局 (受付:防災交通課)	44-0346 (防災交通課)	【内 容】住家に関する被害の程度の証明。 【手続き】調査の必要があるので、防災交通課へ連絡の上、日程調整が必要。 ※申請期限は災害発生日から1年以内
2	被災証明書の発行	防災交通課	44-0346	【内 容】災害による物件等の被害について、被災者から被災の届け出があった旨を証明するもの。 【手続き】被害を受けた物の写真や見積書（取得済の場合）を持って、防災交通課にて受付。 ※申請期限は災害発生日から1年以内
3	家屋の消毒	健康推進課 (受付:防災交通課)	44-0346 (防災交通課)	【内 容】床下及び床上浸水の被害を受けた家屋を消毒。 【手続き】防災交通課へ連絡の上、日程調整し、訪問。 ※消毒効果を得るには、泥などの汚れを流した後、できるだけ乾燥させておいてください。
4	家庭系一般廃棄物処理	環境課	44-0344	【内 容】①住家（店舗、事務所、宗教施設等を除く）で風水害被害により使用不能となった家財等のうち、都市美化センターで処理が可能な家庭系一般廃棄物を回収（解体工事に伴い発生した産業廃棄物は対象外）。 ②罹災者による都市美化センターへの直接搬入（処理手数料減免）。 【手続き】罹災証明書取得の上、環境課と日程調整 ※災害の程度によっては、上記と異なる取り扱いをする場合がありますので、まずは環境課ごみ処理担当へご相談ください。
5	土砂災害応急復旧対策費の補助	整備課	44-0333	【対 象】土砂災害により居住家屋等に土砂が流入した、 ①土砂災害が発生した土地の所有者 ②居住家屋等の居住者または所有者 ただし、同じ土砂崩れで①②双方からの申請は不可。 【補助額】応急復旧対策に係る費用額に2分の1を乗じた額（上限20万円） 【手続き】災害発生日から3カ月以内で、原則土砂撤去前に申請。
6	国民年金保険料の免除	保険年金課	44-0328	【対 象】国民年金1号加入中の者で、罹災証明書の内容により財産に2分の1以上の損害を受けていることが確認できる場合に申請。 【免除額】全額～一部 【手続き】罹災証明書（コピー可）、マイナンバーまたは基礎年金番号が分かる書類を持って、保険年金課年金担当にて受付。
7	後期高齢者医療保険料の減免	保険年金課	44-0328	【対 象】風水害により被害を受けた日に居住していた住宅及び家財の2割以上の被害を受けたとき。 【減免額】5割以上…全額、2割以上5割未満…半額 【手続き】罹災証明書（コピー可）を持って保険年金課医療担当にて受付。 ※被保険者本人以外の代理人が申請する場合は、委任状が必要。
8	国民健康保険税の減免	保険年金課	44-0327	【対 象】前年中の所得が400万円以下の世帯で、風水害等の災害により世帯主の所有する住宅が半壊以上、家財の2割以上の損害を受けたとき。 【減免額】所得と損害程度により納付額の全額～100分の12.5まで 【手続き】罹災証明書（コピー可）を持って、保険年金課国民健康保険担当にて受付。
9	市民税・県民税の減免	税務課	44-0314	【対 象】前年中の所得が1000万円以下の者で、自己の所有に係る財産について生じた損害金額がその価額の3割以上の者。 【減免額】所得と損害の程度に応じて、災害発生日後の年度内に納付すべき額の100分の12.5～全額（災害発生日により次年度も同様に減免） 【手続き】減免事由の発生の日から30日を経過した日と、発生後最初に到来する納期限とのうちいずれか遅い日までに、申請書を税務課市民税担当へ提出。罹災証明書（コピー可）が必要。
10	固定資産税・都市計画税の減免	税務課	44-0315	【対 象】固定資産税の対象となる財産（土地・家屋・償却資産）について生じた損害がその財産の2割以上の者。 【減免額】損害の程度に応じて、災害発生日後の年度内に納付すべき額の100分の40～全額（災害発生日により次年度も同様に減免） 【手続き】減免事由の発生の日から30日を経過した日と、発生後最初に到来する納期限とのうちいずれか遅い日までに、申請書を税務課資産税担当へ提出。罹災証明書（コピー可）が必要。
11	介護保険料及び介護保険利用者負担額減免	高齢者支援課	44-0326	【対 象】前年中の所得が400万円以下である介護保険第1号被保険者（65歳以上の者）が居住する家屋、家財又はその他の財産に被害を受けたとき。 【減免額】（1）住宅の全壊、全焼又は流失したとき。 （被害が起きた月から6ヶ月以内） 介護保険料及び介護サービス利用負担の全額 （2）住宅の半壊、半焼したとき。 （被害が起きた月から6ヶ月以内） 介護保険料の50%及び介護サービス利用負担の95% 【手続き】罹災証明書（コピー可）を持って、高齢者支援課介護保険担当にて受付。

12	被災者生活再建 支援金の支給	福祉課	44-0320	【対 象】自然災害により、 ・住居が全壊、半壊、大規模半壊、中規模半壊した世帯 ・敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(半壊解体) ・長期避難世帯 【支援金】①基礎支援金 住宅の被害状況等に応じ、37.5万～100万円 ②加算支援金 住宅の再建方法等に応じ、18.7万～200万円 ※②については市内で住宅の再建を行う場合に限る。 【手続き】福祉課庶務担当へ連絡。 ※被災状況を確認させていただき支給決定をします。
13	災害援護資金の貸付	福祉課	44-0320	【対 象】県内において災害救助法が適用された災害の場合、自然災害により被害を受けた世帯のうち、政令で定める所得額に満たない世帯の世帯主。 【貸付金】1世帯当たりの限度額350万円（被災状況により貸付額が異なります。） 【手続き】福祉課庶務担当へ連絡。 ※被災状況を確認させていただき貸付決定をします。
14	災害弔慰金の支給	福祉課	44-0320	【対 象】県内において災害救助法が適用された災害などの場合、自然災害により死亡した者の遺族。 【弔慰金】死亡された方が①生計維持者：500万円 ②非生計維持者：250万円 【手続き】福祉課庶務担当へ連絡。 ※被災状況を確認させていただき支給決定をします。 ※同様の要件で著しい障害を受けた場合、災害障害見舞金を受給できる場合があります。
15	災害弔慰金の支給 （市制度）	福祉課	44-0320	【対 象】県内において災害救助法が適用された災害などの場合、自然災害により死亡した者と宣誓等に基づくパートナーシップを形成していた者。 【弔慰金】死亡された方が①生計維持者：125万円 ②非生計維持者：62.5万円 【手続き】福祉課庶務担当へ連絡。 ※被災状況を確認させていただき支給決定をします。 ※パートナーの死亡時まで宣誓等に基づくパートナーシップを形成していることが要件となります。
16	災害見舞金の支給 （県制度）	福祉課	44-0320	【対 象】県内において災害救助法が適用された災害などの場合、自然災害による被災世帯（者）。 【見舞金】死亡された方20万円、重傷の方10万円 全壊1世帯10万円、半壊1世帯5万円、床上浸水1世帯2万円 【手続き】福祉課庶務担当へ連絡。 ※被災状況を確認させていただき支給決定をします。
17	災害見舞金の支給 （市制度）	福祉課	44-0320	【対 象】自然災害による被災者の属する世帯の世帯主。 【見舞金】全壊1世帯5万円、半壊1世帯3万円、床上浸水1世帯1万円 【手続き】福祉課庶務担当へ連絡。 ※被災状況を確認させていただき支給決定をします。
18	就学援助費の支給	学校教育課	44-0358	【内 容】就学費用の負担が困難な保護者に対し、給食費や学用品費等の一部を援助。 【手続き】罹災証明書（コピー可）を持って、学校教育課にて受付。 ※被災状況や所得等による審査があります。
19	教科用図書の再交付	学校教育課	44-0358	【内 容】風水害により紛失及び損失のあった教科用図書について経済的に購入が困難な場合、無償で再交付。 【手続き】学校教育課または小中学校へ連絡。 ※被災状況を確認させていただきます。
20	保育料の減免	子ども未来課	44-0324	【対 象】自己の所有する住宅又は家財について生じた損害額（保険金及び補償金により補てんされるべき金額を除く）が、その価格の5割以上の者。 【減免額】申請した月から1年間にかかる保育料額のうち、第3－1階層は全額、第3－2階層以上は半額。 【手続き】罹災証明書（コピー可）を持って、子ども未来課保育園・幼稚園担当にて受付。
21	児童クラブ利用手数料の減免	子育て支援課	44-0322	【対 象】自己の所有する住宅又は家財について生じた損害額（保険金及び補償金により補てんされるべき金額を除く）が、その価格の5割以上の者。 【減免額】申請した月から1年間にかかる児童クラブ利用手数料を免除。 【手続き】罹災証明書（コピー可）を持って、子育て支援課児童担当にて受付。
22	被災住宅の応急修理	都市計画課	44-0331	【内 容】住家が半壊などの被害を受け、犬山市に災害救助法が適用された場合、生活に必要な最小限の箇所を修理。 【対 象】①②の要件をすべて満たす者。 ①住家が大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の被害を受けたこと ②応急修理することでその住家に引き続き住むこと 【限度額】1世帯あたり71万7千円（大規模半壊、中規模半壊、半壊）、 1世帯あたり34万8千円（準半壊） 【手続き】都市計画課営繕住宅担当へ連絡。

※その他、日本赤十字社犬山市支部などから災害見舞金の受給が可能なケースもあります。
詳細については福祉課庶務担当までお問い合わせください。

※窓口での手続きに通訳が必要な方は、各課の職員にお申し出ください。
なお、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語については、事前予約が必要です。
（対応言語：ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語）

【連絡先】 犬山市役所 犬山市大字犬山字東畑36番地
平日8：30～17：15 防災交通課（直通） 44－0346
上記以外の時間帯 犬山市役所（代表） 61－1800